

防犯パトロール活動用の物品を 助成します！！

安全安心まちづくりのために、防犯パトロール活動を実施又は計画している団体を対象に、下記のとおり物品を助成します。

記

1. 対象となる団体

- (1) 地域住民等（在住・在勤・在学）5名以上で組織され、安全安心まちづくりの実現に向けた自主的な防犯活動を実施または計画している団体。
- (2) 営利を目的としていないこと。

2. 対象となる活動

- (1) 地域住民が安心して生活できるように、犯罪や事故などを防止するための活動
- (2) 地域住民の生活安全に関する意識の啓発になる活動
- (3) その他、安全で安心なまちづくりのための活動

3. 助成物品

- (1) 腕章
- (2) ベスト
- (3) 青色赤色合図灯

※右記二次元コードに区HPに物品の写真（イメージ）
を掲載しております。また、電子申請も可能です。



4. 注意事項

(1) 助成物品について

- ①デザインや色、型を選ぶことはできません。
- ②数量に上限はございませんが、全体の申請希望数等から数量を調整させていただく場合がありますのでご了承ください。

(2) パトロールについて

- ①必ず複数人でパトロールしてください。
- ②不審な状況や事故を目撃した場合は、110番通報をして、その場の状況を警察へ知らせてください。

裏面あり

③自己の身体に危害がおよばないように、ご注意ください。

パトロール活動を始めるにあたって、事前に警察署と相談の上、活動してください。

5. 申請受付期間

令和8年5月15日（金）から6月5日（金）まで（期限厳守）

6. 提出書類（上記二次元コードより電子申請も可能です。）

- （1）防犯パトロール 物品支援申請書（1号様式）
- （2）防犯パトロール 団体概要書

7. 書類提出先および物品受取場所

〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27
世田谷区危機管理部地域生活安全課 東棟3階

8. スケジュール

- ・ 5月15日～6月5日 申請受付（各団体⇒区）
- ・ 7月上旬 交付決定通知書（区⇒各団体）
- ・ 7月中旬 物品受取開始（※物品の受取場所は地域生活安全課窓口）（各団体⇒区）
- ・ 8月中旬 物品受取終了

9. その他

- （1）申請書類等は、地域生活安全課窓口での配付または区HPからダウンロードすることが可能です。（区HPからは電子申請も可能です。）
- （2）物品の受取場所は、地域生活安全課窓口になります。

◆本件担当

世田谷区世田谷4-21-27
世田谷区危機管理部地域生活安全課
東棟3階 担当 兒嶋、山内
電話 03-5432-2267
FAX 03-5432-3066